



伊達市告示第142号

字の区域の変更に関する告示

本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

令和8年9月28日

伊達市長 須田博行





議案第97号

字の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を別紙のとおり変更するものとする。

なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和8年9月3日提出

伊達市長 須田 博 行

令和8年9月25日 原案可決

伊達市議会議員 佐藤 実



上記は議決原本と相違ないことを証する。

令和8年9月28日 伊達市議会議員 佐藤 実



変 更 調 書

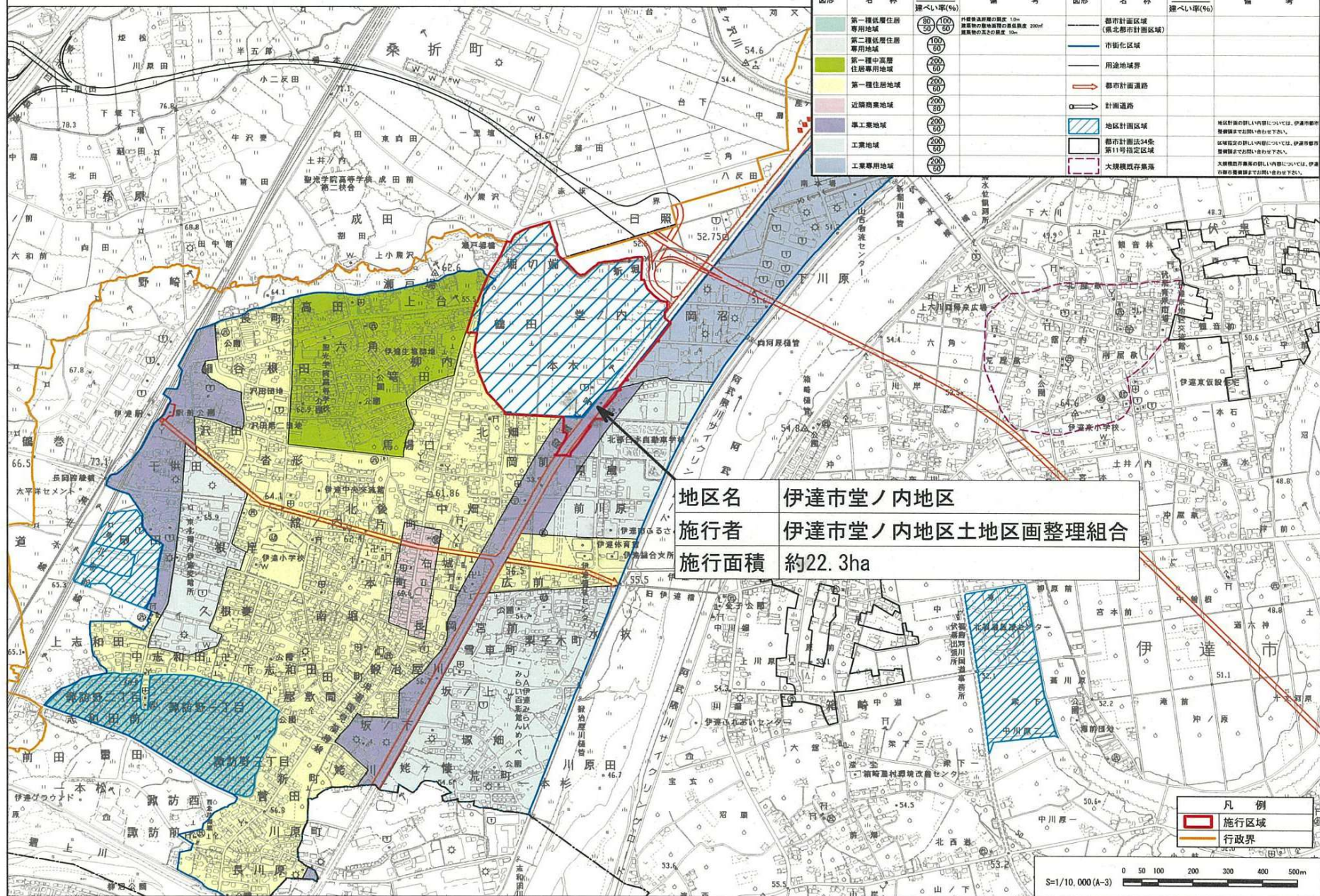
新たに画する 字 名	左 の 区 域 に 包 含 さ れ る 区 域		
	字 名	地 番	備 考
伊達市堂ノ内	一本木	6の2の一部、7の1の一部、8の1の一部、9の1の一部、9の2から9の6まで、10の1の一部、10の2の一部、10の3、10の4、12の1の一部、13の2、13の4の一部、27の3、27の4の一部、32の4の一部、32の7、33の4、34の1、34の5、34の6、35の1、35の3、35の4、36の1から36の3まで、37から39まで、41、42の一部、43の一部、44の一部、45、46の一部、47の一部、48の一部、49から60まで、61の1から61の4まで、62の1、62の3から62の5まで、63の2、63の4から63の6まで、64の3、65の3、65の4、72の3、73の2、73の4、73の5、74の2、74の4から74の7まで、75の1、75の3から75の5まで、76の1から76の4まで、77の1から77の3まで、78の1、78の2、79の1、79の2、80の1、80の2、81の1、81の2、82、83の1、83の2、84の1、84の2、85の1、85の2、86の1、86の2、87の1、87の2、88の1、88の2、89の1、89の2、90の1、90の2、92の一部、101の1、101の2、102から104まで及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	新たな字名の読み方 (だてしどうのうち)
	上台	35の4	
	瀬戸場	3の9、5の3、5の4	
	鶴田	30の4、31から38まで、39の一部、40の一部、41の一部、42の一部、43の一部、44の一部、45の1の一部、46から50まで、51の一部、66の1の一部、66の2の一部、67の1の一部、67の2、68の1、68の2、69の1、69の2、71の1、71の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76、77、78の1、78の2、79の1、79の2、80の1、80の2、81の1、81の2、82、83の1、83の2、84、85の1、85の2、86の一部、87の1の一部、87の2の一部、99の一部、100の1の一部、101の1の一部、101の2、115の1から115の3まで、116の2の一部、122の1の一部、122の2及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	

	堂ノ内	1の1、1の2、2の1、2の2、3の1から3の3まで、4の1、4の2、5の1、5の2、6の1、6の2、7の1、7の2、8の1、8の2、9の1、9の2、10、11の1、11の2、12の1、12の2、13の1、13の2、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2、17の1、17の2、18の1から18の3まで、19の1、19の3、19の4、20の1、20の2、20の4、20の5、21の1、21の4、21の5、22の3、23の1、24の1、24の3、24の4、25の1、25の2、26の1、26の2、27から41まで、42の1、42の2、43から52まで、53の1、53の2、54の1、54の2、55の1、55の2、57から64まで、65の1、66の1、67の1、79、80の1、80の2、81、82の1、82の2、83、84の1、84の2、85、86の1、86の2、87、88の1、88の2、89から91まで、92の1から92の3まで、93の1、93の2、94から100まで及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	
	日照	1の3、2の3、2の4、3の3、4の3、5の3、5の4、6の3、7の3	
	堀切端	1の1、1の2、1の5から1の12まで、3の1から3の3まで、4の1、4の2、5の1、5の2、6の1、6の2、7の1から7の3まで	
伊達市鶴田	一本木	1の1、1の2、2から5まで、6の1、6の2の一部、7の1の一部、7の2、8の1の一部、8の2、9の1の一部、10の1の一部、10の2の一部、11の1、12の1の一部、12の2、13の4の一部、42の一部、43の一部、44の一部、46の一部、47の一部、48の一部、91及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	新たな字名の読み方 (だてしつるた)
	原島	53の3から53の5まで、54の2、55の1、55の2、55の4、55の5、56の3、56の4、57の3、58の2、97の5、97の6、99の3、99の6、100の3、101の3、103から105まで、111及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	
	柳内	48の1及びこれらの区域に隣接する道路・水路である公有地の全部	

	鶴田	39の一部、40の一部、41の一部、42の一部、43の一部、44の一部、45の1の一部、51の一部、52から57まで、57の2、58、59、60の1、60の2、61、61の2、62の1、62の2、63の1、63の2、64の1、64の2、65の1、65の2、66の1の一部、66の2の一部、67の1の一部、86の一部、87の1の一部、87の2の一部、88の1、88の2、89の1、89の2、90の1から90の3まで、91の1、91の2、92の1、92の2、93から98まで、99の一部、100の1の一部、100の2、100の3、101の1の一部、102の1、102の2、103の1、103の2、104から112まで、113の1、113の2、114の1、114の2、116の1、116の2の一部、117、118の1から118の5まで、119の1、119の3から119の5まで、120の1、121の1、121の2、122の1の一部、123、124の1から124の3まで、125の1から125の4まで、126、126の1から126の4まで、127の1、127の2、127の4、127の5、128の1、128の2、129の1、129の2、130の1から130の3まで、131の1から131の3まで、132の1、132の2及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	
	上台	29の4の一部	
	岡前	隣接介在する道路・水路である公有地の全部	
伊達市一本木	一本木	13の1、13の4の一部、14の2、27の4の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である公有地の全部	新たな字名の読み方 (だてしっぽんぎ)
	原島	97の9の一部、97の10及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	

備考：地番は令和8年7月31日現在

伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業 施行地区位置図 縮尺 1:10,000



伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業 字界変更概略図



伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業 字界変更明細図

